

**令和 7 年度「農業経営革新ビジネスプラン作成講座」業務委託
企画提案競技実施要領**

1 企画提案競技の目的

本県農業の持続的発展を図るためには、自らの農業経営の発展と地域農業の維持・発展の両立を目指す経営理念を持ち、かつ優れた経営管理能力を有する企業的農業法人を確保・育成する必要がある。

そこで、農業経営コンサルタントによるビジネス講座の実施により、農業経営の革新に向けた取組を支援し、本県の地域農業を支える企業的農業法人を養成するため、「農業経営革新ビジネスプラン作成講座」に係る優れた提案を広く募集し、総合的な選考を行うことにより、業務実施者を選定する。

2 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度「農業経営革新ビジネスプラン作成講座」委託業務
- (2) 業務内容 令和 7 年度「農業経営革新ビジネスプラン作成講座」の運営・実施
- (3) 提案仕様 令和 7 年度「農業経営革新ビジネスプラン作成講座業務委託提案仕様書」（以下、「提案仕様書」という。）のとおり。
- (4) 予算額 4,145千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係 ^{りょうき} 領 木，竹之下
住所 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
電話番号 099-286-3152
ファックス番号 099-286-5593
電子メールアドレス keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

4 企画提案競技に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

5 企画提案書の募集

- (1) 方法
県ホームページにおいて公開
- (2) 期間
令和7年5月2日（金）～令和7年5月26日（月）

6 企画提案書等の提出場所等

- (1) 提出場所
3に同じ
- (2) 提出方法
持参、郵便又は信書便により提出すること（郵便又は信書便により提出する場合は、配達証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (3) 提出期限
令和7年5月26日（月）午後5時15分（郵便又は信書便により提出する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類
ア 応募書（様式1）
イ 企画提案書（様式2）
ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書及び役員名簿（様式3）
エ 企画提案者の企業概要パンフレット等
- (5) 提出部数
7部（うち原本1部）
- (6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (7) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

7 企画提案書

- (1) 企画提案書は、様式2とする。
- (2) 複数の企画提案書の提出は、認めない。

8 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積額を様式2に提示すること。
- (2) (1)の見積額（消費税を含む。）は、次に掲げる予算の範囲内であること。
予算上限額 4,145千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

9 選定方式

(1) 審査

別に定める審査委員により組織された審査委員会が8の(1)の見積額が予算額以内の提案を審査する。

(2) 選定方法

審査委員会は、参加者からの提案について説明を求めるため、提出書類を用いてヒアリングを行い、6の(4)の提出書類を提出した者（以下「提案者」という。）の順位を定め、指名推薦委員会に報告する。

(3) ヒアリング日程及び場所

詳細な日時及び場所については、公募期間終了後、提案者に通知する。

(4) ヒアリング方法

ア ヒアリングは、各提案者3人以内の出席とする。

イ ヒアリングの内容は、企画提案書の説明と審査委員からの質疑とする。

ウ ヒアリングの時間は1提案者あたり20分程度とし、そのうち提案者の説明の時間は15分程度とする。

エ 説明は、本業務を担当することとなる者が行うこと。また、審査委員の質疑は、出席した者による回答を可とする。

オ ヒアリングに要する経費は、全て提案者の負担とする。

10 審査結果

審査委員会の審査結果は、各提案者に対し、電子メール等により通知する。

11 質問書

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式4）を提出し、回答を受けることができる。

(1) 提出場所

3に同じ

(2) 提出方法

持参、郵便、信書便、ファックス又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時15分（郵便又は信書便により提出する場合は、同期限までに必着のこと。）

(4) 回 答

質問書に対する回答は、提案書を提出した者全てに電子メール等により回答する。

12 提案の無効

- (1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出された提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの

13 その他

- (1) 契約

資格者推薦委員会において選定した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画提案の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。
- (2) その他
 - ア 提案書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
 - イ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲内において複製を作成するものとする。
 - ウ 提出された提案書類は返却しない。
 - エ 本業務の実施にあたっては、業務を総括する責任者を定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。